

令和2年 第6回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和2年3月26日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

令和2年3月26日

東京都教育委員会第6回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第30号議案

令和2年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

第31号議案

令和2年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

第32号議案

令和2年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第33号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

第34号議案

新型コロナウイルス感染症に関する都立学校の今後の対応について

2 報 告 事 項

- (1) 「教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会報告書」について
- (2) 令和3年度以降の学力向上施策について
- (3) 令和元年度 中学校英語スピーキングテスト プレテストの結果について
- (4) 「学びの基盤」プロジェクト<1年次>教育プログラムについて

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	浅 野 直 樹
福利厚生部長	小 菅 政 治
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
（書 記） 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和2年第6回定例会を開会いたします。

本日は、教育新聞社ほか11社からの取材と、9名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社ほか4社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 それでは議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた方に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処をいたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

なお、本日はコロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気を良くするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。御了承いただきたいと思っております。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 前々回2月20日の第4回定例会の議事録につきましては、先日配布を

いたしまして御覧いただきましたと存じますので、よろしければ御承認を頂ければと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、第4回定例会の議事録については御承認を頂きました。

前回3月5日の第5回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を賜ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第31号議案から第33号議案までにつきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第30号議案

令和2年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

【教育長】 それでは第30号議案、令和2年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項についての説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 第30号議案資料を御覧ください。令和2年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について御説明申し上げます。

教科用図書選定審議会は、小・中学校等の義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、法令に基づき都道府県の教育委員会に毎年度設置しなければならないものでございます。

来年度設置する審議会に、例年同様、2に記載した3点を諮問したいと考えております。（1）教科書の採択方針について、（2）教科書調査研究資料について、（3）令和3年度に都立の中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択についてでございます。

諮問理由でございますが、都教育委員会が都立の義務教育諸学校において使用する

教科書を採択するに当たり、また、都内の区市町村教育委員会や国立・私立学校の校長が行う教科書採択について、都教育委員会が調査研究資料の提供などを通して指導・助言又は援助を行うに当たって、あらかじめ審議会の意見を聞く必要があるためでございます。

これらの諮問事項につきましては、本日の教育委員会で御決定いただきましたら、4月に審議会を設置し、諮問をいたします。なお、審議会での審議を経て、頂いた答申につきましては、答申を受けた後に教育委員会に御報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。
—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり御承認をいただきました。

第34号議案

新型コロナウイルス感染症に関する都立学校の今後の対応について

【教育長】 それでは、次に第34号議案、新型コロナウイルス感染症に関する都立学校の今後の対応についての説明を、教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 では、第34号議案について御説明申し上げます。

第34号議案は、東京都教育委員会から保護者の皆さまへ発するメッセージでございます。メッセージに関する説明資料をまず御説明申し上げます。

これまでの経緯でございますが、3月22日に都教育委員会の臨時会を開催いたしまして、都立学校における今後の対応について御報告申し上げたところでございます。

その翌日23日には、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されまして、その席で新学期の開始を目指して準備する旨を教育長から報告いただき、また国のガイドラインを踏まえ、26日を目途に都の指針を発表することを公表したところでございます。

同日付けで、都立学校には新学期に向けた準備について通知を行いました。内容として、春季休業中の過ごし方を今一度周知するとともに、始業式・入学式の実施に当たっての注意事項を通知してございます。

その翌日3月24日には、国から教育活動の再開に関する通知がございまして、学校再開ガイドラインと臨時休業の実施に関するガイドラインが示されたところでございます。これらを受けまして、本日の教育委員会の終了後に、都立学校版感染症予防ガイドラインを発出する予定でございます。

その概要でございしますが、基本的な考え方として、東京が、感染状況が拡大傾向にある地域であることを踏まえ、国のガイドラインに加え、都としての具体的な活動指針を定めて、都立学校へ周知徹底し、警戒を緩めることなく、リスク回避を十分に行いながら新学期に向けた準備を進めていくというものでございます。また、特定の地域でクラスターが発生した場合などには、別途適切な指示を行うという点も付け加えておるところでございます。

主な取組でございしますが、新学期の始業4月6日から4月12日までの対応として、学年ごとなどの分散登校を実施することといたしております。また、この点につきましては、その後も状況に応じて実施していくという考えでおります。

次に、10時始業、16時終業などの時差通学を実施することといたします。こちらにつきましても、その後も状況に応じて実施することを念頭に置いて、ある程度の期間続けていく予定のものになっております。

2点目でございますけれども、部活動は平日のみ実施、対外試合等はいりません。

3点目でございますが、検温の義務付け、換気の頻度、飛沫感染防止、これは国のガイドラインですと、マスクの着用とありますけれども、マスクの代用などについて具体的な方法や基準を提示するものでございます。

4点目でございますが、通学時は公共交通機関における会話を控えるなどの対応を実施します。

5点目でございますが、教職員に対し、感染予防のための自律的な行動を要請いたしております。

6点目でございますけれども、保護者や御家族に対し、感染予防についての協力を

呼び掛けるものになっております。

7点目でございますが、万が一感染者が発生した場合は、原則として14日間を目安に休業とし、保健所等と相談するなどの手順を明確化しているところでございます。

これらを踏まえまして、教育委員会からのメッセージでございますが、学校における取組に加え、児童・生徒の保護者や御家族の皆さまにも感染予防に御協力いただくため、東京都教育委員会からのメッセージを発出するというものでございます。

メッセージの内容でございます。タイトルといたしましては、「保護者の皆さまへ～学校再開に向けて、春休み中の過ごし方が大切です～」と副題を付けてございます。読み上げます。

都教育委員会は、新型コロナウイルスの感染リスクにあらかじめ備える観点から、国の要請も踏まえ3月2日から春休みまでの間、保護者の皆さまの御協力を得ながら、都立学校を一斉休業としたところです。

新学期という子供たちにとって重要な時期を目前に控え、都教育委員会は現在、感染防止策を十分に講じた上で、新年度から学校を再開するための準備を進めています。

しかしながら、都内における感染状況が拡大傾向にある中、学校での感染リスクをより低減させるためには、春休み中における家庭での過ごし方がポイントとなります。

つきましては、春休みの期間中、各家庭においては、児童・生徒のみならず保護者や御家族の皆さまも含め、せっけん等による手洗いやせきエチケットなど、日々の感染予防に努めていただきたいと思います。

また、学校からは子供たちに対し、不要不急の外出を控えるとともに、外出する場合においても、集団感染リスクである三つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人の密集、③近距離での会話等）が重なる場を避けるよう指導しており、この点についても各家庭において特段の御配慮をお願いします。

今後とも都教育委員会は、学校の円滑な再開及び再開後における子供たちの安全・安心の確保に向け、対策に万全を期してまいります。

令和2年3月26日東京都教育委員会でございます。

以上につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 本件につきましては、都教育委員会から児童・生徒の保護者や御家族

の皆さまに向けたメッセージもお諮りするものですが、併せまして、都立学校の今後の対応や、都立学校版感染症予防ガイドラインにつきましても、併せて御説明をさせていただきます。ただいまの御説明全般あるいは保護者に対するメッセージがメインになりますけれども、これにつきまして御質問・御意見等お願いしたいと思います。

【秋山委員】 御丁寧な対応をありがとうございます。

保護者の皆さまへの中身ですけれども、東京都教育委員会は3月2日から休業にしておりましたが、これは感染のリスクだけではなく、子供たちの命や健康を守るためということも含めて休業にしたと思います。そこで、そのことを文言の中に入れていただきたいということと、それから二つ目の丸のところですが、都教育委員会は現在、健康対策それから感染防止を十分講じた上でということ、感染防止だけではなく、子供たちの健康も考えて行っているのではないかと思います。

そして三つ目の丸ですが、感染リスクだけではなく、ここも健康を守るというところで、やはり子供たちの命と健康を守るというところをしっかりと伝えていただきたいと思います。

【教育政策担当部長】 御指摘ありがとうございます。

子供の健康のために、この間の休業、そしてこれからの学校の再開の準備を進めている点、御指摘のとおりでございます。御指摘を踏まえまして、子供の健康のためという表現をそれぞれの部分に追記をさせていただくようにいたします。

【北村委員】 昨夜の知事の会見もありまして、非常に関心の高い重要な問題だと思います。

基本的に、今は、新年度は予定どおりに始めるということで計画をしておりますが、来週以降、状況が変われば、そこは臨機応変に新年度開始の延期も含めて柔軟に対応していくべきだと思います。今回、この週末の自粛要請が出まして、来週以降に状況が大きく変わることがなければ、このまま開校ということかと思いますが、来週以降の状況によっては、直前であっても新年度の延期ということはあるということで考えるべきだと考えています。

幾つか、それ以外に今回の新年度が始まるに当たって、是非都立学校もそうですし、あと市区町村の教育委員会に対しても、全ての学校に対してメッセージを、東京都の

教育委員会として出すべきだと思うことが幾つかあるので、少しコメントさせていただきます。

一つは、やはり学びの機会の確保という意味では、新年度が予定どおり始まったとしても、3月の休業等もありますし、また場合によっては、新年度の延期を考えたときには、夏休みを短くするとか、土曜日を開校するとか、子供たちの学びの機会を、今後状況を見極めながら、是非きちんと考えていただきたいというのが1点です。

それから、子供たちの居場所の確保というのが2点目で、例えば基礎疾患がある場合など、新年度が仮に予定どおり始まって、やはり心配のある子供たちもいらっしゃると思います。そういう子供たちが無理して学校に来なくてもいいように、学校として、また教育委員会として、どういった形でその子供たちの学びをきちんとサポートするのか考えていただきたいと思います。

また家庭の中で、例えば虐待等あって、子供たちの居場所がない子供たちもいます。そういう子供たちにとって、例えば学校が今まで居場所になっていた面があるわけですが、仮に新年度が延期になった場合には、そういう子供たちは更につらい状況が続くということもあり得ます。そういった子供たちに対するケアや居場所を考えると、今は学童が非常に頑張ってくださっていて、受け入れていますけれども、学童もこれから、再来週4月1日から新1年生になる子供たちが新たに入ってきますので、4月というのは学童にとっては一番大変な時期です。今まで学童に通ったことのない新入生たちを受け入れて、加えて今までは普段学童に行かれていない子供たちも、今、受け入れたりもしている中で、非常に負担が大きくなっています。ですので、学校内の学童の場合はまだ良いかもしれませんが、特に学校外の学童の場合には、近隣の学校が積極的に場所を解放するとかして、お子さんたちの居場所をつくるということも、是非きちんとやっていただきたいということを思っております。

それから3点目は、ここでも、今度のガイドラインの中で、感染者が発生した場合は原則として14日間を目安に休業ということで、これは非常に大事なことだと思いますが、学校内だけに限らず、学校がある地域で感染者が急増したとか、そういう場合には、臨機応変にやはり学校が休業することも大事だと思いますので、地域の状況もよく見ながら考えていってください。これは先ほど秋山委員が御指摘になった、子供

たちの安全を守るということでも大事なことだと思いますので、そういったところをきちんと考えていただきたいです。

最後ですけれども、これを機会に、デジタル教材とか、今、いろいろな形で、様々な学びの在り方を考えようという議論がありますし、そのための方策というの、いろいろと打たれているとは思いますが、同時にデジタル教材等というのが、まずはそんなに簡単にすぐ使えるものではないということと同時に、仮にそれがある程度整備されても、御家族によってはなかなかそういったものに対して経済的に十分に対応できない御家族もあります。これは少し中長期的な課題になるかと思っておりますけれども、今、GIGAスクール構想だとか、1人1台端末ということが、国としてもきちんと出ていますけれども、それだけではなく、御家族の社会経済的な環境によって、子供の間には格差が、学びに関する格差が広がらないようなことを、これからも考えていっていただきたいというのが最後になります。よろしく願いいたします。

【教育政策担当部長】 今、御指摘いただいた点の中で、まず状況を見て新学期を始めることについて見直すことも考えていただきたい、という点でございますけれども、3月22日の臨時教育委員会の方で御報告させていただいた、今後の対応方針の中の最後の部分で明記させていただいたところを今一度確認させていただくことが重要かと思っております。今後、オーバーシュートの発生など、感染状況が急激に変化する事態が生じた場合には、方針の変更もあり得るということで、22日からこの間、感染者数が増加しているという状況もありますので、それはしっかりと見ながら、子供たちの健康を守るということを踏まえて、適切な判断をしていく必要があるという認識を持っておるところでございます。

2点目で、学びの機会の確保ということでございますけれども、今回のガイドラインの中で、教育課程を年間通じて見直しながら、工夫をしてしっかりとやっていこうということを掲げさせていただいているところがございます。そういった中で、最大限工夫していく部分をまず表に立てながら、足りない部分がもしあるようでしたらば、そこも含めて、今後継続的に教育委員会を挙げて取り組んでいくことにもなっていくものと思っておるところでございます。

3点目で、居場所の確保でございますけれども、3月2日からの臨時休業の際もや

はり話題になったところで、教育委員会のできるどころと、教育委員会だけではできないところもありますけれども、教育委員会として、国からも通知があつて、学校の施設を使えるようにするとか、あるいは教員がサポートに入るとか、そういった対応を重ねてきたところでございます。今後、仮に臨時休業の判断をせざるを得ないような状況になった場合は、今までの経験を踏まえて、対応できることを見つけていきたいと思ひます。

4点目、感染者の発生時の対応について、学校内での発生だけではなくて、その周辺地域での発生についても注意をとらうこととてござひます。今回の新型コロナウイルス感染症でござひますけれども、法的な手当てもされておらひまして、学校保健安全法に基づいて臨時休業を判断する際に、学校の設置者の判断ということとて条文上書いてありますけれども、しっかり校長には適切な情報提供をして、子供たちの安全を守る観点から適切な判断が進むようにしていきたくて思ひておらひます。

5点目、デジタル教材でござひますけれども、こちらにつきましても、今後の状況を見ながら、必要であれば追加の措置についても考えていきたくて思ひておらひます。

【宮崎委員】 大変な事態で、これまでなかつたような経験を私たちは積み重ねておるわけですが、日曜日の臨時会でも若干議論はいたしましたが、校種によつてやはり置かれておる状況が違ひます。高校と中学と小学校とて、都立学校、中高一貫校等もあひますが、そうすると、例えば義務教育諸学校のほとんどが市区町村立になりますから、東京都教育委員会が指導・助言を行ひ、都に準じた対応をするということとてなつていくのではないかと思ひます。そのときに、やはり高校生と小学校、しかも小学生の低学年と高学年は大分違ふわけですよ。学童の在り方についても違ふと思ひますし、その辺のところの多様性をどのように見極めていくのかということが1点です。

同時に、地域特性ですよ。同じ都立学校でも、例えば島しょ部とか、それと23区内は状況がだいぶ違ふわけですよ。そうすると一律の対応でいいのかどうかというよなことがあひますので、様々な相違というものに対応できるよな仕組みというのを考える必要があるかなと思ひておらひます。

しかも、リスクマネジメントとしては、未然にこの危機を防ぐということとて、今、

三つの条件を回避するとかやっているところですけども、そうはいつでも、いざ起こってしまったときの事後のダメージを最小化するという部分については、まだまだ検討をする余地があるかなと思っております。

それも長期・中期・短期で、例えば長期的には、本年オリンピック・パラリンピックが開かれるという前提でカリキュラムが組まれており、最初の議題の教科用図書選定などについても、教科用図書そのものがそういう前提で作られている中で延期になりました。それをどのように教育課程に取り込んでいくのかというようなことがあると思います。

短期的には、先ほど北村委員がおっしゃったように、2週間休業になった場合の教育の保障というのはどうするかというような問題がありますし、その辺を縦横のマトリックスで決めていかなければいけません。その判断を校長に任せるといった場合に、やはり校長を補佐する仕組みですね。校長の判断で、例えば同じような状況に置かれて、学校によって対応が違うというようなことになると、やはり生徒の健康と命を守るというときに、こういう危機的な状況のときにどうなのかという議論も出てくると思いますので、その辺のところも、最終的には学校現場が一番状況を分かっていますから学校現場の判断ですが、それをきちんと支える仕組みというのも作っていただければというふうに思います。

【教育政策担当部長】 こういう事態の中で、一人一人の校長に全てを担わせるという状況でないというのは、全くそのとおりでございます。校長がしっかりと、安心して適切な判断が取れるように、教育委員会として情報提供等を充実して、サポートしていけるようにと考えておるところでございます。

小・中学校では、区市町村教育委員会が地域の状況というものを、また別の視点で見るところもあろうかとは思いますが、今日のこのメッセージにつきましても、区市町村教育委員会の方にも参考送付しまして、都教育委員会と都内の区市町村教育委員会との連携を密にしながら、各小・中学校についても、各区市町村教育委員会が適切な対応ができるように、必要に応じてバックアップをしていくつもりでいるところでございます。

【教育長】 現に、3月2日からの休業措置に関しても、当初、島しょ部で言えば

小笠原ですとか、青ヶ島ですとかは、1週間だけ休業して再開していたというような状況もあります。これはリスク管理でございますので、一つは都内の全体状況を見て一番厳しい目安をお示し、後は地域の状況を見ながら校長をサポートしながらやっていきたいと思っております。また、日々変わっていく状況につきましては、その都度私どもの方から都立学校あるいは区市町村教育委員会にも、各保健所等とも連携しながら情報提供をし、適切な判断ができるようサポートしていきたいと思っております。

【遠藤委員】 基本的にこのガイドラインに基づく基本的な考え方等、これで結構だと思います。ただ一つ、これは文言で書くのはなかなか難しいかと思うのですが、特に我々、都立学校ということで議論していく場合に、宮崎委員から御指摘がありましたように、中等教育学校とか、あるいは特別支援学校等ございますが、大半は都立高校ということを考えますと、あえてその都立高校生に焦点を絞って申し上げます。もう3年生になりますと、選挙権もある子供も出てくるということで、大人ですよ。ですから、是非とも、この今の事態に対して受け身ではなく、当事者、この世の中を支える大人である当事者という意識をしっかりと持ってもらえればと思っております。

昔の話ですけれども、私は昭和36年から39年まで都立高校生でした。そのときは世界中が、病気ではないのですけれども、東西冷戦の拡大、キューバ危機、あるいはベトナム戦争、そして3年生の秋にはケネディ大統領が暗殺されるというような、非常に混乱していた時期でございました。

そのとき、高校の教師から、君たちの問題だよということを言われました。その教師は、君たちの問題だよと言ったバックグラウンドには、亡くなられたケネディ大統領が若者に対して、国が何をしてくれるかではなくて、君たちが国に対して何をできるか考えてほしい、これは有名なフレーズがあったわけですが、それを踏まえて我々に対して、これからの世の中を担う君たちが、今の問題を君たちの頭で考えろということを言われた記憶がございます。

今、このコロナウイルスの問題というのは、小池知事がお話になられたように、状況によっては首都封鎖というような、前代未聞のことも起こり得ます。これが受け身でもってそれを考える、まあしょうがないのだ、何でこんなことになるのだろうかでは

なくて、起こったことはしょうがないとして、これを自分たちがどう克服するのか。

例えば、このガイドラインの基本的な考え方の中にあるように、通学時における電車中の行動だとか、あるいは繁華街へ繰り出さないだとか、そういうようなことというのは、自分たちの意思でやるということをしっかり伝え、それがその下の中学生なり、小学生なりに伝わるというようなこと。前に災害対応ということで、私は都立高校生への期待ということで、地域のボランティアリーダーになってほしいということをお願いしたけれども、今回のウイルス対策においても、やはり都立高校生がその当事者意識を持って、地域のリーダーあるいは中学生以下の子供たちの手本になるような、なかなか難しいかもしれないのですけれども、少なくとも教育の現場において、先生方からそういう指導をしっかりしてもらいたいなど。具体的なことについてはこれで十分だと思います。その点をよろしくお願いします。

【北村委員】 先ほど申し上げたことへの補足ですけれども、休業するのか開校するのかという、その判断の実は二者択一ではなくて、その間に、実はいろいろな対応があり得ることを、このガイドラインにも示しているとは思うのですね。例えば分散登校であるとか、場合によっては授業時間を短くしてしまって二部制にしてしまうとか、先ほどちょっと申し上げたような、授業はしなくても居場所としての学校を解放するとか。そういった意味で、完全に開くのか閉じるのかだけではなくて、学校という場をどういうふうに活用するのかということもあり得るかと思います。これももちろん感染状況によりますので、感染が広がっていけば、当然、閉じる方向できちんと決断すべきだと思いますが、少しそういう状況にならなかった場合には、いろいろ柔軟なことを考えていただきたいということで、先ほど申し上げたことについて少し補足させていただきます。

【山口委員】 委員の皆さま方がいろいろ言われているのはそのとおりだと思いますが、1点だけお願いしたいことがございます。やはり私も含めて非常に不安に感じているのが、情報が非常に錯綜して、次はどうなるのか、今何が起きているんだと、大人も右往左往しています。昨日、知事の会見がございまして、その後スーパーからいろいろな商品が品薄になっているという状況は、やはり不安感の表れです。大人の不安というのは、必ず子供にも向かうと思いますので、「保護者の皆さまへ」、この

1枚で終わりではなくて、できれば、今、QRコードのようなものがありますから、現状を発信できるようなサイトとか、正しい情報を取っていただけるようなところを、それは日々更新できなくても、更新していけるようなものができれば、きっと安心ではないですけど、心の準備ができて、向き合えるかなと思います。皆さま本当に日々の対応に追われて大変だと思いますけれども、是非そのところもお願いしたいと思います。

【教育政策担当部長】 情報提供についてですけれども、コロナ対策の関係で申しますと、東京都全庁を挙げて、情報交換しながら機能的に動いているところもございまして、そこで集約した情報を一括して東京都として発信しているコロナ対策の情報サイトが立ち上がっているところでございます。そういったものの御案内も意識して、対応を考えさせていただきたいと思います。

【山口委員】 おそらく、サイトはあってもそこにたどり着くまでが意外と難しいです。ですから、QRコードみたいな、ピッと読み込めばつながる仕組みがあれば、子供たちももしかしたら、今、スマートフォンも活用してできるので、その辺りはすごく重要なところだと思いますので、是非お願いします。

【宮崎委員】 情報発信についてですけれども、発信源の信頼性というのはとても大事だと思うのですね。今、いろいろな情報が飛び交っていて、リテラシーとは言えますけれども、どれを信じればよいのかと。ですから、教育委員会としては、あるいは教育長が直接語りかけてもよろしいのですけれども、必ず我々はぶれませんと、こういう方針ですということが発信したらどうかと思うのです。今、国そのものが右往左往しているところがあるので、でもその中で、都教育委員会としては、とにかく第一は子供の健康、命そして教育をいかに確保するかという、大きな前提はあるわけですから、その中でぶれずに、こういうことをやっていくというような情報を、顔の見える形で出していく。都全体でこういうページがありますではなくて、もう少し積極的に教育委員会として、子供たちに届くように、保護者に届くように出していくという工夫もしていただけたらと思います。

【秋山委員】 もう既に取り組んでいただいていると思いますけれども、学校は児童・生徒にとって安全を確認できる場でもあったと思います。今回は夏休みと違って、

予期せぬ休業・休暇になっていると思いますので、子供たち一人一人が、どんなふうに生活しているか、健康と安全を確認していただくようなことをやっていただければと思います。こういう機会だからこそ、個々に対応できるチャンスかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【北村委員】 最後に、私自身、小学校6年生の娘の保護者として、秋山委員からもありましたように、この機会に、今、学校から毎日検温して健康記録を付けるようにと、この1か月近くやって、娘自身がやはり自分の体というものにすごく意識が高まったというところは感じております。もちろん学びの機会の確保とか、このことはすごく大事ですが、その大前提になるのはやはり健康であってこそですので、最初に秋山委員が御指摘になられたように、とにかく子供が安全で健康でいること、その上で新年度が開始するなら万全な対策を取る、それが取れないなら新年度は延期するというので、今後の状況を見ながらになりますけれども、そこはきちんと決断していくことが大事だということを、最後にもう一度だけ強調させていただきたいと思いません。

【教育長】 ほかによろしゅうございましょうか。

それでは、先ほど秋山委員から、保護者へのメッセージに関しまして御意見を頂戴いたしましたので、子供たちの健康・命を守るという文言を入れさせていただきますが、私の方で御一任いただけますでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、その他の今後の対応等につきましても、皆さま方から頂戴した御意見を踏まえまして対応していきたいと思いません。

それでは、本件につきましては、その修正を条件として、御承認を賜ったとしてよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、本件につきましては、そのように取り扱わせていただきたいと思います。

報 告

(1) 「教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会報告書」について

【教育長】 それでは次に報告事項（１）「教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会報告書」についての説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 報告資料（１）を御覧ください。

不登校施策として、本年度５回にわたり教育委員会及び学校と民間施設、団体との連携検討委員会を実施し、その報告書を作成いたしましたので、御報告をさせていただきます。

まず、本委員会の概要を御説明します。資料の一番下に注釈として入れておりますが、本委員会における民間施設・団体とは、不登校の子供を受け入れることを主な目的とするものを指しております。

それでは１番の四角囲みを御覧ください。

平成30年度における都内公立小中学校の不登校者数は、小中合わせて１万4,188人となっております。このうち、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターで相談・指導等を受けた者は約18%、民間施設・団体で相談・指導等を受けている者は約3%、どこにも相談・指導等受けていない者は約18%となっております。

なお、こちらの数字につきましては、報告書本体の11ページに掲載をしております、図表7、不登校の子供たちが相談・指導を受けた学校内外の機関等から該当のところを抜粋したものでございます。不登校の子供には、スクールカウンセラーや養護教諭等の学校関係者らや児童相談所など、ここに挙げている教育支援センターや民間施設・団体以外の場所で相談・指導を受けている者もおります。

児童・生徒が不登校の状況に至った際にも、多様な学びの場において、社会的自立に向けた支援が行われることが重要でございます。そのため、教育支援センターの機能を強化していくと同時に、不登校の子供が民間施設・団体に通う場合も、継続的に状況を把握し、学校と民間施設・団体等が連携して支援を行っていくことが必要でございます。しかしながら、現状ではなかなか連携が進んでいるとはいえない状況が見られております。

１の囲みの右側の円グラフを御覧ください。

こちらは都独自で行っているふれあい月間調査の結果でございますが、民間施設等と継続的に協議を行う機会等を設定している区市町村教育委員会は30.6%となっております。

ります。

左下の2番の四角囲みは、これまで都教育委員会が行ってきた不登校施策のうち、民間施設・団体と連携した取組を含んでいるものもまとめております。特に下から3段目の、教育委員会と民間施設・団体との意見交換会では、平成28年度から30年度までの3年間、互いに連携実績のある区市町村教育委員会や民間施設・団体関係者、学校関係者が集まり、連携の在り方について意見交換をいたしました。

そこでは連携の大切さが確認された一方で、不登校の子供に関する情報共有の難しさなどの課題が指摘されました。このような背景から、区市町村教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携促進を図り、不登校児童・生徒の社会的自立を支援するために、都教育委員会として行うべき取組について検討することを目的として、本委員会を立ち上げました。

委員につきましては、3番の表のとおりでございます。学識経験者はこれまでに都の不登校施策に深く関わってくださっている方々、また民間施設・団体からの委員は、区市町村教育委員会と連携実績のある団体から選出をしております。これまで全5回の委員会を行い、連携の事例報告、現状と課題、連携促進のために、都として行うべき取組等を協議し、報告書をまとめました。

ここからは報告書本体と併せて御覧いただきながら、報告書の構成と内容について御説明をさせていただきます。なお、報告書では民間施設・団体をフリースクール等と表現しております。

報告書の2ページをお開きください。

第1章は、東京都における不登校の現状として、平成30年度の文部科学省の調査結果から都内公立小・中学校の不登校の現状について掲載をしております。不登校の出現率と学校復帰率の状況から、一度不登校になった子供は学校に復帰することが難しく、不登校が長期化している傾向があることや、不登校の要因は多様かつ複合的であることから、個々の状況に応じた支援が求められることを記しております。

続きまして6ページをお開きください。

第2章では、連携の必要性和現状として、いわゆる教育の機会確保や、文部科学省の通知に示された連携の必要性、現在の都内公立小・中学校及び区市町村教育委員会

と民間施設・団体との連携の現状について記しております。

13ページをお開きください。

第3章では、これまで都教育委員会が行ってきた不登校施策のうち、民間施設・団体と連携した取組を含んでいるものをまとめております。先ほど御紹介いたしました意見交換会については、16ページに掲載をしております。

また、17ページの教育支援センター機能強化モデル事業では、モデル事業実施地区の中で、公設民営型教育支援センターの取組や、研修会における民間施設・団体の活用など、フリースクール等と連携した様々な取組が行われ、教育支援センターの機能強化についてもフリースクール等との連携が有効であることが明らかになっております。

19ページからの第4章では、連携検討委員会の実施状況等、協議された内容を大きく5点に整理し、それぞれについて課題や意見、効果的な事例、必要な取組を掲載しております。

まず20ページの(1)、教職員や不登校児童・生徒及びその保護者に対する、教育の機会確保法や文部科学省の通知の趣旨の周知についてでございますが、教育の機会確保や文科省の通知等には、不登校への理解やフリースクール等との連携について、具体的に示されているにもかかわらず、学校や保護者の理解が進んでいないため、子供に学校復帰だけを強く促すなど、実態に配慮しない支援が行われてしまう事例や、連携が困難になっている事例などが挙げられました。一方、区市町村の中には、教育委員会がガイドラインを作成して、判断を学校に示しているところもあり、そうした地区では連携がしやすくなったという事例などが挙げられました。今後、改めて教職員や不登校の子供の保護者に対して、法や文科省の通知等の趣旨を確実に周知していくことが必要であることが確認されました。

21ページからの(2)、フリースクール等と学校の不登校児童・生徒の情報共有と連携の促進については、学校とフリースクール等とが積極的に連携し、相互に協力を補完することの大切さなどが挙げられました。ここではフリースクール等に通う中学生が在籍する学校で、校長がフリースクールを訪問し、当該生徒の状況や支援の方向性を共有して支援に当たったことで、不登校生徒が学校に登校できるようになった

り、進路に向き合うようになってきた事例などが挙げられました。教育委員会として、都内公立小・中学校の子供が通っているフリースクール等の情報を把握し、学校に情報提供していく必要があることが確認されました。

22ページからの（3）魅力ある学校づくりによる不登校の未然防止と早期支援の充実については、学校が子供にとって安心・安全で、きずなを感じられる、魅力ある場であることが重要であることが挙げられました。ここでは、不登校の状況ではあるが、部活動への参加には意欲がある生徒に対して、学校がその状況を受け入れて、当該生徒の部活動への参加を認め、そこでの人間関係を重視した支援を行ったことで、不登校の状況が解消された事例などが挙げられました。学校は日頃から魅力ある学校づくりに向けて、様々な取組を行っておりますが、それらの取組は本当に効果があるものとなっているか常に確認していく必要があることや、昨年度、都教育委員会が作成いたしました、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を活用して、取組の点検・評価を行うことができることなどが確認されました。また、早期支援として、休みがちな子供への多角的なアセスメントの必要性を伝えていくことなどが挙げられました。

続いて（4）不登校児童・生徒の保護者に対する支援についてでございます。文部科学省の調査結果によりますと、不登校の要因として、家庭に関わる状況の割合は非常に高い状況にあります。また、子供が不登校になった際、保護者が相談できる場や、子供への接し方について情報を得られる機会が非常に少なく、大きな負担を感じている場合があります。保護者を支える姿勢が大切であることが話題となりました。また、ここでは保護者がフリースクール等を通じて親の会につながり、不安や悩み、子供への関わり方を共有することで、心身の状態が安定し、改善につながった事例が報告されております。

今後、必要な取組といたしましては、都教育委員会のホームページの活用等により、保護者が必要な情報を得られる工夫や、保護者を孤立させないための取組を具体的にを行うことの必要性が確認されました。

23ページの（5）公的な施設である教育支援センターを魅力的な場とするためのフリースクール等の有する知見等の活用については、教育支援センターの役割の重要

性が確認された一方で、現場では不登校の子供のうち、教育支援センターで相談・指導を受けている割合が約18%であることから、不登校の子供にとって魅力的な場となるよう、機能を強化していくことが重要であること、その際、フリースクール等に運営を委託したり、連携した講座を実施したりすることなども有効であることが確認されました。都教育委員会としましては、今後もフリースクール等と連携して、教育支援センターの機能強化を図る区市町村教育委員会の取組を支援していくことが必要であることが確認をされました。

25ページからの第5章では、検討を踏まえた今後の方策として、都教育委員会として行う取組の方向性を、大きく2点の提言としてまとめています。

画面の資料5の部分を御覧ください。

今後、都教育委員会として行っていく取組といたしましては、1点は学校や家庭への理解促進に向けた取組、もう1点は各地区における連携促進に向けた取組でございます。

1点目に、来年度フリースクール等に通う場合の出席の取扱いや、個々の子供の状況に応じた支援の在り方などを示した資料を作成し、学校や不登校の子供の保護者等に配布をまいります。

2点目に、教育委員会、学校、フリースクール等の関係者が一堂に会し、不登校経験者やその保護者を含む登壇者によるパネルディスカッションを行うなど、児童・生徒への支援の在り方を協議する場を設定いたします。

3点目に、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの機能強化に向けて、運営の委託や、講座の充実など、フリースクール等が有する知見や技能を生かした区市町村の取組を支援をまいります。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【北村委員】 私的なことなのですが、実は私は小学生のとき、当時登校拒否、今でいう不登校の時期がありました。そのとき、なぜだかよく分からなかったのですね。後になって原因は分かったのですが。

どこにも相談・指導を受けていないという子供たちがたくさんいるわけですね。2割近く。理由が分かる子供もいるのでしょうけれども、自分がなぜ行けないか分からない子供というの、かなりいるのではないかなとも思いますので、こういった子供たちにはどうしたらいいのかと考えたときに、やはり周りの大人の態度が大事なかなと思います。

その意味で、まずは先生ですけれども、せっかくこうしたフリースクール等、民間施設・団体と連携するということですので、積極的に、現場で不登校の子供たちと向き合っている方々に、教員研修などでも講師としていろいろな事例をお話いただくといった機会を是非積極的につくっていただくと同時に、想像の域を出ないのですが、学校の先生の中にもフリースクールというのを学校よりも下に見てしまう視点というのがあるかもしれませんが、そうではなくて、やはり対等なパートナーとして、子供たちを支えるという意識を先生方の中にもつくっていただき、そういう関係性をつくる中で、不登校ということも特別なことではなくて、その子供のある種の個性なのだという意識を先生方の中で浸透させていく研修などが必要かなと思っています。

それから、先ほども出ました、保護者へのサポートも非常に大事だと思います。保護者が学校に行かない自分のお子さんに対して、それがおかしいとか、問題だということではなく、受け止めてあげるということも大事なかなと。これも私的なことなのですが、私自身の場合は、母は病気だと思って、いろいろな病院に連れて行かれました。学校に行かないのは体の体調が悪いから、子供としてはいろいろな理由を付けて、頭が痛いとか、おなかが痛いと休んでいたのですけれども、大変な病気にかかっているのではないかというので、いろいろなところに連れて行かれたのですけれども、今になって思えば、親もすごく不安で、分からなくて、じゃあというので病院に連れて行ったのだと思います。やはり保護者も非常に不安を抱えたりすると思いますので、そういった保護者に対する理解を深めたり、こういった現象に対する理解を深めたり、おかしいことではないということが分かるということが大事です。

そして、最後の結論として、魅力がある学校というのは何かというと、要はいわゆるインクルージョン、包摂をきちんとして、これは不登校だけではなく、様々な個性をもった子たちを包摂した学校というのが、一番魅力ある学校だと思います。その前

提にあるというのは、学校に行きづらいということや、あるいは障害があったりということも、全て個性なんだというインクルージョンの考え方がきちんと浸透していくと、魅力ある学校になっていくのではないかなと思いますので、それを教師、保護者、こうした民間団体の方々、関係者一同で、子供たちをサポートしてあげられれば良いなというふうに思っております。

【指導部長】 どこにも相談・指導を受けていない子供の具体的な状況については、今、北村委員から御指摘があったように、保護者の考えによって、学校に行くこと自体を否定している場合や、経済的に困窮しているケース、保護者自身が不安定で外部とのつながりをもつことが難しいケース、こういったようなケースが報告されています。学校も当然のことのよう、粘り強く接触は試みているのですけれども、学校だけではやはり対応しきれない部分があるかと思っておりますので、子供家庭支援センターや児童相談所、福祉機関と連携して、保護者への支援を行うと同時に、子供の状況を確認していくことが重要かなというふうに思います。

それから、学校のフリースクールに対する認識については、かなり進んではきているとは思いますが、やはり個々の状況に応じた多様な教育の機会が確保されるということの必要性、そういうことを、法とか文科省の通知等に記載されているわけですが、その趣旨がまだまだ伝えきれていません。なので、かつて不登校を登校拒否とか、学校不適応と表現されていた頃の感覚のまま、学校に復帰することだけが不登校の子供への支援であるという考えが、まだ根強く残っているので、フリースクールの認識がなかなか進んでいないという現状はあるかなと思います。そのため、来年度の取組の中で、学校の理解促進に向けた資料の作成・配布、あるいは学校、保護者、教育委員会、フリースクールが一堂に集まった協議会を開催することによって、学校の意識の調整も図っていきたいと考えております。

【宮崎委員】 この場で伺っていいか、プライバシーには踏み込むつもりはないのですが、北村委員はどうやって不登校状態を克服することができたのかを是非。

【北村委員】 非常にお恥ずかしいお話ですが、実は不登校になった原因というのは、当時、僕の頃は、第二次ベビーブームは50人ぐらい子供がいて、先生が定年間近の先生で、子供を見るのは大変なので、僕と僕の親友がクラスの優等生、クラ

スのリーダーで、ロールモデルになりなさいとあって、何か問題があると僕らが怒られていたのですね。

それで知らない間にすごくストレスを抱えて、学校に行けなくなって、実は、お恥ずかしいですが、こういうのは教育委員としてもしかしたら失格の前歴になるかもしれないのですが、ある日、本屋さんに行って、漫画を万引きしました。自分が悪い人間だ、みんなに良い子に見られて、ロールモデルになるのがつらかったので、悪いことを証明すればいいと思って、そういうことをしたのですね。それで母も、両親も、非常に何かこの子が抱えているということに気付いて。

ただ、非常に厳しい父だったのですが、父が非常に理解してくれたのですけれども、母は結構ヒステリックになりまして、家にいるのが非常にいづらくなって。家にいると、当時、金八先生とかでも万引き少年がよく出てきて、必ずそこで、いろいろなことがあると、家の中で、あなたはと母に随分言われて、家がいづらくなって、いつの間にか学校の方が、まだこれなら良いという感じで、学校に戻りました。こんな話を教育委員会でしていいか分からないのですけれども、小学生のときでするのでお許しただければと思います。

そういうふうに、子供は多分いろいろ悩んで、何かきっかけがあれば戻れますが、きっかけがないとなかなかそれがずるずる続くのだと思いますので、私がやったようなきっかけではなく、自然に周りが、この子が抱えているものは何なのかを理解してもらえるような状況が生まれれば、たぶん自分もそこまでしなくても戻れたのではないかなと思います。

【宮崎委員】 伺いにくいことを率直に伺ってしまって、本当に申し訳ございませんが、すごく、でも貴重なお話だと思うのですね。

今回の報告書の中でも、委員の10名の中に狛江市の関係者が2人いるということは、多分狛江がとても先進的な取組をしているからだとも推測するのですけれども、そうすると、その中で個人が特定できない形で、是非、プライバシーは守らなければいけないとは思いますが、具体的な事例を分かりやすくおっしゃっていただくと、今の北村先生のお話もすごく勇気付けられますよね。それで、その後きちんと立派に人生を送っているわけですから。一人一人、1万4千何百人の子が抱えている状況は

一人一人違うわけですから、何か一人一人の心に響くような対策を本当に取っていき
たいなと思いますので、是非事例などを分かりやすく示していただくような、報告書
とは別の何かを考えていただけると良いかなと思います。

【指導部長】 宮崎委員からおっしゃっていただいたように、狛江市については、
フリースクール等との連携が進んだ取組をしているので、教育委員会も校長も委員と
して入っていただいたわけで、そういったところは報告書に生かされていますけれど
も、やはり来年度取り組む、例えば協議会の中で、狛江市に登壇していただいて、具
体的な事例について御紹介していただくとか、そういったような取組も考えてまいり
たいと思います。

【秋山委員】 北村委員がおっしゃったことは、子供たちは言葉で表せなくて、ま
た、そのとき自分でも何が起こっているか分からず、後々、今の御発言のように説明
ができる状態になるので、それまで大人が見守っていてあげるのが大事だということ
ではないかと思います。

この22ページ、今、部長に説明していただきましたが、「児童・生徒を支援するた
めのガイドブック」、私はこれは良くできているガイドブックだと思います。という
のは、身体、心理、社会面に分けて書いてあって、その社会面の中に、家庭に係る状
況も調査できるというか、支援できるような中身になっています。これを11ページの
機関等の関わっている関係者の方々が基本にしていただき、ガイドブックを十分活用
していただくような環境にしていいただければと思います。

最後ですが、26ページの結び2に書いてありますが、目的はやはり子供たちの社会
的自立ですので、これが学校現場でもフリースクールでも同じ方向を向いていくとい
うことを前面に、もう少し社会的自立を大きな目標に掲げて報告書を作っていただ
ければと思います。

【指導部長】 今、御紹介していただいた「児童・生徒を支援するためのガイドブ
ック」の活用については、本年度当初から、担当者連絡会だとか、そういう機会を通
じて事細かに言っていますので、ガイドブックの活用の度合いは進んでいるかと思
います。

北村委員からあったように、子供たちは一人一人いろいろな考え方をもっているわ

けで、我々大人側も、学校がやはり組織として対応することで、いろいろな視点で児童・生徒を見ていくことができると思うのですね。そういった視点を大切にしながら、施策を進めてまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 御説明があったのかと思うのですが、表の見方を教えてください。不登校数全体が1万4,188名で、それで相談をするが2か所あって、それでもう一つはどこにも相談していない。これを合わせて1万4,000人にならないのですよね。残りはどういう範ちゅうの人なののでしょうか。

【指導部長】 先ほど御説明をさせていただいたのですけれども、報告書本体の11ページに図表の7がございます。こちらの図表につきましては実数で出しておりますけれども、これをパーセンテージにしたのが報告資料の左上にある資料です。これについては、児童・生徒がどういう形で指導・助言を受けているかというのを、複数回答で出しています。その中で、①から⑥までの機関、それから⑦のそれ以外の機関、それから学校内での相談等を受けているというところを、全て外して、受けていない子を抽出したのが一番右の欄になります。これを全体の子供のパーセンテージで割って、3.3%という数字を出しております。

【遠藤委員】 複数回答ということですね。

【指導部長】 はい、そうです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては報告として承りました。

(2) 令和3年度以降の学力向上施策について

【教育長】 次に報告事項(2) 令和3年度以降の学力向上施策についての説明を、引き続き指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは報告資料(2) 令和3年度以降の学力向上施策について御報告をいたします。

資料の左側、現在の学力調査の在り方を御覧ください。

東京都では、平成15年度から全国に先駆けて都独自の学力調査を実施し、様々な学
力向上施策の充実に努めてまいりました。本調査は、学習指導要領で育成を目指す内
容のうち、知識・技能、思考力・判断力・表現力等を中心に、児童・生徒の学力や学
習状況を測るものでございます。そして、都内公立小中学校においては、本学力調査
の結果の分析を通して、授業改善推進プランを策定し、授業改善を進めてまいりまし
た。

その後、平成19年度からは、国による学力調査が実施されましたが、東京都の児
童・生徒の平均正答率につきましては、小学校では平成19年度の調査開始以降、中学
校でも平成25年度以降、全国平均正答率を上回っており、小中学校ともにその状況
をおおむね維持することができております。

ただし、平成19年度以降、国の調査も都と同様に、知識・技能、思考力・判断力・
表現力を中心に、児童・生徒の学力や学習状況を測るようになったことから、都でも
国でも児童・生徒の学力や学習状況について同じような内容の調査を実施している状
況となりました。さらに、自治体によっては区市町村独自の学力調査を実施しており、
こちらでも都や国と同様の内容を調査している状況にあり、学校では都と国の調査、
場合によっては区市町村の調査と、1年間に複数の学力調査を行っているような現状
がございます。

これらの学力調査を10年以上にわたって実施してきた成果として、児童・生徒の学
習における恒常的な課題を明らかにすることができました。例えば文の構成を理解す
ること、複数の情報を関連付けて理解し表現することなどに課題があります。

しかし、一方でこの10年以上にわたって行ってまいりました学力調査の課題も散見
をされているところでございます。

資料の左側下段を御覧ください。

1点目、学校では1年間に複数回調査を実施していることとなりますので、それぞ
れの調査の結果を丁寧に分析し、授業改善の効果検証を行うなど、調査結果を十分に
活用することが難しい状況となっております。特に都の調査の場合、自己採点を行っ
ている関係で、7月に調査を実施し、夏季休業中に採点や集計を行い、それを踏まえ
て都が結果の集計・分析を行うという流れを取っており、結果の報告が10月下旬、授

業改善に向けた教員対象の結果説明会は11月下旬に行っている状況がございます。

2点目は、都の調査においては、学校の教員が採点や結果集計等の事務作業を行っており、これが学校の負担になっていることとございます。

3点目は、どの調査も知識・技能、思考力・判断力・表現力を中心に見る内容となっておりますので、児童・生徒の学び方や学ぶ意欲など、主体的に学習に取り組む態度のきめ細かい把握が困難であることとございます。

都教育委員会は、毎年度有識者による検討委員会を開催しており、そこでも都の学力調査を、学んだことを人生・社会に生かそうとする、学びに向かう力など、新たな視点から実施すべきという方向性を示されたところでございます。そこで、小学校だけではなく、中学校においても、新学習指導要領が全面実施となる令和3年度からは、資料右側のように学力調査の在り方を改善するとともに、学校において組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実現し、より一層児童・生徒の学力を向上させることができるような取組を行ってまいりたいと考えております。

新学習指導要領で育成を目指す資質・能力の三つの柱のうち、知識・技能と思考力・判断力・表現力につきましては、これまで同様、国の調査によって測っていくことができます。そこで都の学力調査では、この資質・能力の三つの柱のうち、学びに向かう力、人間性等に重点を置いて、意識調査を行ってまいりたいと考えております。

また、特に学びに向かう力、人間性とは、生徒の学びに向かう原動力となる部分であることから、一人一人の児童・生徒についてきめ細かく把握することが大切とございます。そのため、小学校4年生から中学校3年生の6年間にわたって調査することで、一人一人の学び方や学ぶ意欲の経年変化を見ることができるようしていきたいと考えております。

さらに調査時期を国と同じ4月にすることで、国と同様に結果のフィードバックを8月までに行い、都と国の調査結果を関連付けた分析の仕方等についての説明会の実施、授業改善の実践事例の紹介等を行ってまいります。

また、調査結果の分析を基に、組織的かつ計画的に授業改善に取り組んでいる学校における授業公開や、研究協議を行う教科別カンファレンスを10月に実施したいと考

えております。

このような形で、学校が調査研究を分析・活用して、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実現できるようにし、児童・生徒一人一人の力を最大限引き出すための、主体的・多様的で深い学びが実現するようにしてまいります。

具体的な取組につきましては、資料右側下段を御覧ください。

1点目は、学びに向かう力と学校の組織的な取組を把握するための意識調査の実施でございます。こちらは小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒と学校を対象にいたします。

2点目は、国の調査結果の分析を活用した教科別カンファレンスを、幾つかの区市町村をまとめたブロックごとに実施をいたします。

3点目は、研究協力校を指定し、継続的な指導・助言を行い、調査結果を分析・活用して、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの研究・実践を行い、その成果を全都に普及してまいります。

以上の3点を柱にして、今後、学力調査の内容や方法、国の全国学力・学習状況調査の結果の効果的な活用方法について、具体的に検討を進め、令和3年度以降の学力向上施策を充実したものとできるように取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【北村委員】 できるだけ年度内の早い時期に、先生方へフィードバックするという事で、新しい方式のこの御提案は非常に良いと感じました。OECDのPISAなどでもよく指摘されていることですが、日本の子供たちは学力水準に比べて、学びに対する意欲とか自己肯定感であるとか、そういうものがやはり低いということで、この学びに向かう力、人間性というのが非常に大きな課題になっていますので、そのところをきちんと見ていくということは大事なことだと思います。

1点だけ、少し個人的な考えも入ってしまうのですが、このカリキュラム・マネジメントを実現していくということが、確かにこの主体的・多様的で深い学びを

実現する上で非常に大事なことですし、特に深い学びを行うには、例えば教科横断的な学びを進めるとか、そういう意味でカリキュラム・マネジメントが非常に重要になるわけですが、小学校レベルでは、1人の担任の先生が様々な教科を教えるのでいいのですけれども、中学校の先生と話すと、教科担任制なので、なかなかカリキュラム・マネジメントとか教科横断的とか言われたりしても、難しいということをよくおっしゃいます。

そのときに、先生方が考えるべきだなと個人的に思うのは、一番教科横断できるのは生徒本人ですよ。全ての授業を受けているわけですから。先生はもちろんそれを促すような、サポートするようなカリキュラム・マネジメントの在り方というのを考えるべきだとは思いますが、最後に深い学びをするのは生徒自身です。そのことを考えたときに、実は、この学びに向かう力とか、人間性というところが非常に大事なと思うのです。各教科については、知識や技能があったり、ある一つの能力があっても、実際にそれをどういうふうな学びをしようという、自分の中から出てくるものがなければ、教科横断的に自分で学ぼうとか、工夫しようとか、深い学びをしようとか、まさに主体的な学びの実践につながらないと思いますので、そういう意味でも、こういった調査結果を見ながら、どうしたら子供たちが自らそういう深い学びをしようというふうになるのか、まずは、この調査結果というのは、おそらく学力水準に対して、実はあまり学びに対する意欲がない子供たちというのが多分見えてきたりして、そこで、その子供たちにはどんな支援が必要なのかということを考えたりする第一歩だと思います。是非そういうことをいろいろ分析しながら、現場にフィードバックしていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【指導部長】 今、北村委員から御指摘があったように、国の学力調査についても、例えば総合的な学習の時間をしっかりやられている学校の正答率が高いみたいな、そういうような分析もあります。我々の時代は、総合的な学習の時間がなくても、おそらく我々は頭の中で、今、北村委員がおっしゃったような営みをしていたと思うのです。ただ、やはり社会状況が変わってきて、子供の体験が非常に少なくなってきた中で、意図的・計画的にそういったものをしていく必要があるということで、総合的な学習の時間が生まれてきたと考えていますので、各教科で学校の基本的なカリキ

ュラム・マネジメントの柱ですよね、それをちょっと意識するだけでも、教科横断的な芽は出てくるかと思います。いろいろ学校現場と話をしながら進めてまいりたいと思います。

【宮崎委員】 計画そのものは大変結構だと思います。同じものを2回調査しなくても、数字で出てくるものというのはあると思うのですが、学力ではなくて、今、注目している人間力の方ですね。学ぶ意欲とか、人間性、これはなかなか、人間性というのをどう調べるかということ自体も非常に難しいと思うのですが、それぞれの子供たちに、どうフィードバックしていくのか。全体傾向として学校が捉えて、カリキュラム計画に乗せていくというのは何となく分かるのですけれども、個人にフィードバックするという部分はどのように考えればいいのでしょうか。

【指導部長】 今の都の学力調査についても、個人的な結果については個々の児童・生徒にフィードバックはしているのですね。今後の在り方については、まだこれから検討を進めていかなければいけない部分なので、その点について、どういう形でフィードバックするのが個々の児童・生徒の学びに向かう力、人間性等を高めるために有効なのか、いろいろな御意見を頂きながら検討を進めてまいりたいと思います。

【宮崎委員】 それは是非よろしくお願いします。

【義務教育指導課長】 ただいまの質問は、今の指導部長からのお話のとおりでございます。更に少し加えさせていただきますと、小学校4年生から中学校3年生まで、同じような内容で継続して取り組むという意味は、やはり子供たち一人一人に対して、自分がどういう学びをしているかを自覚させる、やはり自覚してもらうということを大事にしたいと思いますので、そういう形で今後また研究してまいりますけれども、一人一人の子供がしっかり自分がどうなのかということ、成長で感じられるような調査にしていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 今回、人間性というところを入れていただいたのが、とても良いと思います。というのは、この知能・技能、思考力・判断力・表現力と、やはり人間性というところは、別の観点で評価すべきではないかと思っています。人間性の中身は、他人を思いやることとか、それから喜びとか悲しみの共感する力というのがとても大

事で、これから、今、インクルージョン教育を検討するに当たっては、ここに人間性が入ってきたことはとても良かったかなと思います。

【宮崎委員】 私もその趣旨で申し上げたのですけれども、ただ、調査するということになる、それに偏差値が付いてしまったりすると、やはりちょっと趣旨が違ってくるので、その辺の扱いを是非お願いしたいということです。

【遠藤委員】 私は長い間、経済人として学校現場に出掛けて行って、いろいろ世の中のことを話す機会が多かったのですけれども、そのとき子供たち、特に中学生に対して言っていたのは、四つの力ということで、もちろん学力であり、体力であり、気力であり、そして最後にいつも人間力。ビジネスの社会といいますか、やはり人間力が欠けた結果、大げさな話を言えば、会社そのものがおかしくなるということも生ずるということです。ただ、学校の先生がなかなか、具体的に人間性とか人間力ということを教えるというのが難しいということなのですね。ですから、それはどういう形で、教科書とか、あるいは授業、あるいは総合的学習の中でもって実現していくかということ、具体的なことをしっかりと考えていったらいいと思います。我々がお手伝いしていたのは、正に人間力の具体的な事例ということをいろいろお話しをしてきたのですけれども、そういった事例等も、積極的に外部の人材を取り入れるということもやっていかれたらと思います。

【山口委員】 確かに人間性の部分はずごく大事で、ただ、これが委員の皆さまが言われるように、非常に判定が難しいなと思います。また、先ほどの北村委員の告白に戻って恐縮ですが、こういうロールモデルというか、これが良いんだという大人の押し付けというのも、子供にとってはなかなか難しいところもあるでしょうし、また子供の成長過程によって、どういうふうに表示するか、また、表現のうまい下手というのも関わってくると思うのですね。今、発達障害の子供たちの問題もありますので、その辺りは非常に柔軟に、個性を大事にしてといったところを、十分考えられているとは思いますが、是非その辺りをよろしくお願いしたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては報告として承りました。

(3) 令和元年度 中学校英語スピーキングテスト プレテストの結果について

【教育長】 次に報告事項(3) 令和元年度 中学校英語スピーキングテスト プレテストの結果についての説明を、指導推進担当部長からお願いをいたします。

【指導推進担当部長】 令和元年度のスピーキングテスト プレテストの結果についての御報告です。

資料の左上でございます。

本事業の目的とスキームについてでございますが、中学生のスピーキング能力を把握するために、都教育委員会と事業者が協定を締結いたしまして、都教育委員会監修の下に新たに作成いたしました問題により、スピーキングテストを共同で実施したものでございます。

その下にスケジュールを書いております。昨年度フィージビリティ調査といたしまして、8校1,000人で実施し、今年度はプレテストとして77校で実施をいたしました。来年度、確認プレテストといたしまして、都内の公立中学校全校の3年生約8万人を対象に実施し、令和3年度にはその結果を入学者選抜に活用するという方向で、今、検討をしているところでございます。

プレテストの概要でございます。今年度につきましては、11月から12月までの間に77校8,000人を対象に、こちらは多摩地域や島しょ部を含めた全ての62区市町村で実施をいたしました。会場数は、そちらにありますように中学校あるいは外部の会場も合わせて77の会場で実施をしております。

4番目としまして、実施方法、方式を書いておりますが、独自のタブレット端末を使い、かつイヤホン、こちらはキャナル型と呼ばれる、耳の中に入れる遮音性の高いものを使った上に、イヤーマフと呼ばれる遮音のためのヘッドホンのようなもの、これを全員に装着をして実施するという事で、周りの音を遮断する方法で実施をいたしました。

右上になりますが、テストの内容でございます。パートはAからDに分かれております。右側に評価の観点といたしまして、ア コミュニケーションの達成度、イ 言語使用、そしてウ 発音・流ちょうさというふうに挙げております。それぞれの問題ご

とに評価を行う事柄につきまして割り振りをしておりまして、テストを実施したところでございます。

本日は時間がない中でございますので、一部抜粋になりますが、右下にあります問題の一部を実際の音声も含めて見ていただければというふうに思っております。パートのAは音読になりますが、パートのB、これは質問に応答するものでございます。それではお聞きください。

<テスト音声 01:53:05~01:55:37>

【宮崎委員】 すごいですね。

【北村委員】 結構厳しいですね。

【指導推進担当部長】 実際にはもう少し考える時間を取っているのですけれども、今日はその時間は短くして見ていただきました。

続きまして、スピーキングテストの結果を表で表してございます。

まず平均点ですが、210のスケールのうち114点が平均でございました。分布はそちらの表にありますように、ほぼ正規分布の形になっております。

また（3）として、先ほど申しました三つの観点についての得点のそれぞれの割合を表しております。

一番下（4）ですが、結果につきましてそれぞれ受けてくれた生徒に対して、併せて実施校や区市町村教育委員会に一括した結果について返送、返却をしております。

右側、検証の結果及び今後の取組についてでございます。

まず出題内容につきましては、中学校の学習指導要領に基づき、また都の出題の方針に基づいた問題を実施し、かつ結果につきましても、平均点あるいは正規分布となった点、あるいは難易度等についても国の調査との相関の中で、ほぼ適正に出題することができたというふうに、今のところ考えております。

運営につきましてですけれども、今回、掲示をするもの、それから口頭による説明かつ紙面によるものと、幾つかのものに分かれて生徒に説明する方法だったために、若干煩雑だったという点があったかというふうに考えております。こちらにつきましては、来年度以降は説明はタブレットに一本化をして、分かりやすい方向に改善をしたいというふうに考えております。

最後に、今後の取組でございます。

一つ目としまして、本実施に向けた事業の改善としまして、まずスピーキングテストの内容につきまして、あるいは二つ目、実施や運営の方法につきまして、更に改善をしていきたいというふうに考えております。特に連携します民間企業に対しては、セキュリティの確保を改めて、これまで以上に十分に行うこと、あるいは例えば利益相反等々疑いがないように、引き続ききちんと整備をし、着実に実施をしていきたいというふうに考えております。

また取組の2番ですが、この事業の大きな目標の柱は、中学校及び高校での授業の改善でございます。その結果につきまして反映し、かつ新たにこの試験の内容を踏まえた新たな教材を開発して、学校に配布をすることとしております。こちらの活用及び授業の改善につきましても、研修等々を実施していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【北村委員】 今、英語教育の中で4技能が非常に重要だということで、このスピーキングテストの実施に向けて準備をされてきたと思います。内容について少し、今後検討の可能性があるのか伺いたいと思うのですが、今、出題形式と評価の観点で、ア、イ、ウというのがありますが、特に発音と流ちょうさということについては、二つ問題があるかなと思います。

一つは、流ちょうさというのが本当にそれだけ大事なのか。特にこのパートCとかDのように、自分の考えを述べるというときに、別に流ちょうでなくとも、きちんと、つかえつかえであろうが、きちんとした英語の構文で、相手に伝わるように話せれば、それは構わないわけですし、Aのように読み上げで流ちょうに読めるか、音読できるかというのは、それはそれで評価できると思うのですが、CやDに関してまで発音や流ちょうさにこだわる必要があるのかというのが一つの疑問です。

それから発音について、例えば、W e d n e s d a y。今、何と僕言いました。W e d n e s d a y。W e d n e s d a yですね。でも、これをイギリス人でこういう

ふうに発音する人が結構います。Wednesday。これで正解になるのか。発音は本当にどこまで、どういう基準で評価をするのか。

もちろん、都内の中学校で英語教育を受ける場合は、この発音を基準にして教えなさいという指針があって、その発音ができるかどうかを判断するということで、発音のテストをするというのは一つの考え方とは思いますが、今、様々な発音がある中で、グローバルイングリッシュとかいろいろな言い方を考える中で、発音というものもどこまで柔軟に採点するのかどうか、なかなかこの辺りは非常に難しさもあると思いますし、もちろん私自身も別に英語教育の専門家ではないので、ここはしっかりと専門家の考えを取り入れながら、またこれまでの様々なテストの実績を踏まえながら、是非練り上げたものにしていただきたいなと思います。

【指導推進担当部長】 まず一つ目の、発音・流ちょうさについての扱いで御指摘いただいたかと思えます。今、委員からお話がありました認識については、基本的には私たちも共有をしているところがございます。今後、どの問題で何をどの程度の割合で測るのかということについては、引き続き検討をしていく余地があるかと思えます。

これまで専門家も含めた検討委員会を立ち上げて、そこで問題を検討してくる中で、まず一つは学習指導要領の中で、その4技能、特に話すことについての指導の目標と内容としまして、五つ挙げられているのですけれども、そのうちの1番目に、強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴を捉え、正しく発音をすることという記載がございます。そして、それを基に指導が行われているという実態もあるということで、いったんこのような形で設定をしているという経緯がございます。ただ、今の御指摘も踏まえて、今後も引き続き検討していきたいと思えます。

また、いわゆるそれぞれの国ごとのアクセントについてでございますけれども、教科書等々では標準的な英語として指導が行われ、教材なども作られている背景はございます。けれども、ただ、例えば最近ではTOEICやTOEFLなども、意図的にいろいろな国の発音を取り入れるというような現状も把握をしております。それぞれの国のアクセントがあるのは当然です。もはやノンネイティブの人が多いわけですし、日本式の発音でも全く構いません。問題はきちんと伝わるかどうかという観点での発

音・流ちょうさだと考えておりますので、その点につきましても、考え方を整理した上で、その趣旨がきちんと学校や生徒に伝わることも大事だと思いますので、併せて取り組んでいきたいというふうに思います。

【宮崎委員】 私もその部分が非常に気になっているところでありまして、発音・流ちょうさ、いろいろお考えだと思いますけれども、本当にネイティブとか英語とか言うけれども、では何が基本なのかと。イギリスとアメリカで全く違いますし、言葉遣いも、今、単語という項目もありますけれども、例えば発泡性の水をW a t e r w i t h g a s と、ガス入りとヨーロッパでは言いますが、アメリカでそれを言うとガソリンが入っているのかという、「F i r e d !」とトランプ大統領が言うのと火事かという、それぐらい違いがあるわけで。オーストラリアに行ったら発音は全然違いますし、インドの英語はもっと違います。だから、何をもって正解とするかというようなことではなくて、通じるかどうかという、そこで是非見てほしいと思うのです。これを日本語に置き換えるとすごく分かると思うのですが、方言でなまりがあるから内容がないかという、そんなことは決してないわけで、そうすると、どこを見るのかというときに、美しい発音でスラスラ言っても、巧言令色鮮し仁というのがありますし、いろいろやはり、そういうところの見方です。

そうすると、採点する側が問われてくると思うのです。こういう試験というのは、やはり採点する側が問われているのです。採点者によっては二重丸が付くけれども、同じ答えでも採点者によってはバツだったりなんていう、そういうばらつきがあると、やはり試験としてはフェアではなくなりますので、採点の側の、統一的にきちんと見てくれるのか、そういう哲学まで含んで、何を見るのかというところまで理解して付けてくれるのかというところが問われます。8万人も受けたら1人では採点できないわけですから、採点者によって点数がまちまちになってしまうのでは、やはり試験としてはおかしいと思いますし、むしろそれだったら人間ではなくてA I が統一的に付けた方が良いのかもしれない。そういうことも含めて、対応を考えていただけると良いかなと思います。

【指導推進担当部長】 おっしゃられるとおりでというふうに、現状は認識をしております。こちらで言う、流ちょうさという言葉のイメージも一般的にはありまして、

例えばネイティブのように、何か、例えばアメリカ人のようにペラペラとしゃべれることを目指しているのかというと、全くそういうことではないというふうに考えております。

あと、今、御指摘いただきましたような、採点側についての点も、このテストの信頼性を高める上で非常に重要なポイントだというふうに考えています。こちらは都教育委員会の監修の下で、採点を行う者についての資質の確保、それから採点上の信頼性の確保について、都教育委員会が主体的に、十分に実施をしていきたいというふうに考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては報告として承りました。

(4) 「学びの基盤」プロジェクト<1年次>教育プログラムについて

【教育長】 次に報告事項(4)「学びの基盤」プロジェクト<1年次>教育プログラムにつきましての説明を、指導部長からお願いを申し上げます。

【指導部長】 「学びの基盤」プロジェクト<1年次>教育プログラムについて御説明をさせていただきます。

本プロジェクトは、令和元年度から3年間で都立高校生を対象として、学びの基盤としての読解力等を高めるための研究プロジェクトでございます。

画面を御覧いただければと思います。

第1章は、本プロジェクトの概要を示しております。

まず、本プロジェクトで目指す資質能力を定め、読解力と自ら学ぶ力の両面から研究するとともに、それらを支える一人一人のつまづきや分かり方など、認知の属性についても研究していくことといたしました。

冊子の8ページをお開きいただければと思います。

図の中央に、研究協力校6校の都立高校を示しております。本年度は、この都立高校6校に在籍する第1学年の生徒を対象に、本プロジェクトの研究を研究協力校と協力しながら進めてまいりました。

第2章では、今年度の研究の中心的なテーマである、高校生の読解力等に関する実態調査、その結果をお示ししております。

11ページをお開きください。

それぞれの観点から、それぞれ実態調査を行ったわけですが、読解力の実態調査では、民間の試験2種類と、課題作文を課しました。自ら学ぶ力の実態調査では、東京都教職員研修センターが開発した自尊感情測定尺度（東京都版）、児童・生徒用自己評価シートを用いた調査と、学習に関する姿勢や態度に関する調査を実施いたしました。認知特性に応じた支援に関する実態調査では、教育庁指導部特別支援教育指導課が開発した、読み書きアセスメントの実施をいたしました。

簡単に結果について御報告をさせていただきます。冊子の14ページをお開きください。

例えば読解力を測るための調査問題として、その14ページの一番上の囲みを御覧いただければと思います。この問題は、変換ミスを探して正しい書き方を記入する問題になります。

①が、「このドラマは予想外の展開の連続で、どんな結末になるか最後まで検討もつかなかった」という文章で、「検討」（正しくは「見当」）の漢字が間違っているわけですが、この問題の正答率は5.9%でございました。

②の問題も、「歴史を学ぶことの異議」の「異議」（正しくは「意義」）という漢字が間違っているわけですが、正答率は6.1%でございました。

これらの結果から、同音異義語の使い分け、正確な漢字を書くことに課題が見られました。

次に16ページをお開きください。

真ん中辺りの問題で、（1）今回買ったドライヤーは3年間の品質〇〇が付いていた。この空欄に当てはまる言葉を入れるという問題になります。品質保証ということで、4番の保証が正解になりますが、この問題の正解率は89%です。

次の（2）では、問題が〇〇にわたるため、すぐには解決できそうにないという問題で、正解は②の多岐にわたるでしたが、こちらの正答率は47.5%で、この空欄を補充する問題としては低い結果が出ています。

これは正解率の高い問題は、生徒が日常生活の中で見聞きしたり、使ったり、頻度が高い表現であるということが言えるかと思えます。

次に17ページをお開きください。

こちらは、文章を書く力の現状を見るために実施した課題作文です。この例では、生徒が今、熱中していることをテーマに、300字以上600字以内の作文を50分間で書いたものを、この作品を文字データ化し、語彙力や文法力、文章構成力を分析しております。隣の18ページでは、これまでの調査結果をまとめているものでございます。

続きまして、自ら学ぶ力の調査結果でございます。19ページを御覧ください。

自ら学ぶ力に関する調査は、東京都教育委員会が開発した自尊感情測定尺度（東京都版）を活用しました。自尊感情の傾向を分析するもので、研究協力校全体の結果は20ページの下の三角形になります。自己評価、自己受容の観点の数値が、関係の中で自己、自己主張、自己決定の観点より低いという結果でございました。

また、21ページを御覧ください。

学習に関する姿勢や態度に関する調査では、上の囲みの6項目について生徒に質問をしました。結果は、二つ目の囲みの中になります。学校で学習する内容が将来役立つと思う、授業中に友達と話すことでより深く考えることができるという項目に対して肯定的に捉えているのに対し、下の二つの項目、自分を高めるために、目標を設定している、難しい問題に粘り強く取り組むことが好きだについては、肯定的な回答が少ないという結果になっております。22ページで、ここでの調査結果をまとめております。

次に、認知特性に応じた支援に関する実態調査の結果は23ページになります。

東京都教育委員会が監修した「読めた」「分かった」「できた」読み書きアセスメント中学校版を活用いたしました。生徒一人一人について、情報の読み取りの困難さの背景を判定する読み書き達成テストと、学校で見られる行動のチェックリストの二つで、この読み書きアセスメントは構成をしております。

結果は26ページになります。読解力に関する問題を横軸、漢字の知識に関する問題を縦軸にして、生徒の結果をA領域からD領域まで中に入れて割合を示し、それぞれの達成状況に応じた指導・支援の考え方を示しました。27ページで、ここでの調査結

果についてまとめております。

続きまして、画面にお戻りいただきまして、中央部分、第3章のところを御覧ください。

第3章では、実態を把握して明らかになった課題を解決するために、どのような指導を行えばよいのかを検討し、指導や支援方法を開発いたしました。

読解力ワーキンググループでは、読解力を育成するための取組や、実際に授業で活用できる指導例を記しております。自ら学ぶ力ワーキンググループでは、自ら学ぶ力を育むための環境や授業づくりのためのポイント、認知特性チームでは、学習上のつまづきと認知特性に応じた指導・支援の方向を示しております。

冊子の34ページをお開きください。

ここで読解力を向上させるための、国語科で行うプログラム案、これを示しております。

問いの下の囲みには、ある文章が全て数字と平仮名で書いてあります。漢字で表記できるものを漢字に直して書くという問題になります。この問題を解くためには、どの部分を漢字に直せるのかを考え、前後の文脈から文字や語の切れ目を認識することが必要になります。

次に35ページを御覧ください。

理科の水溶液の問題です。新しい言葉の意味を理解し、自分の言葉に言い替えて説明できるようにするというのが狙いです。問1の空欄補充問題で終わらせるのではなく、問2で水溶液とは何かを、溶質、溶媒、溶液、水の語句を用いて、小中学生に分かるように自分の言葉で説明するよう工夫をしております。

次に37ページを御覧ください。

自ら学ぶ力を育成するためには、自ら学ぶ力を育む環境づくりが大切だと考えました。ここでは自己意識を高める工夫、励まし、やる気にする工夫、失敗や間違いがあっても否定されず、失敗が容認される工夫を示しております。

38ページでは、自ら学ぶ力を育成するために、授業において、なぜこの教科を学ぶのか、その教科の魅力、その教科、科目を学ぶと社会でどのように活用できるのかといったことを生徒自身に理解させることが必要であり、教科ごとの例を示しております。

す。

最後に45ページです。学習のつまずき及び認知特性を把握する資料でございます。

46ページは生徒一人一人の特性に応じたアドバイスが書かれた、教員用のステータスシートになります。このシートは生徒一人一人への指導に生かすことや、どの教科においても教員が生徒一人一人の特性を踏まえて授業計画を作成することで、読解力向上が期待できると考えております。

それでは画面にお戻りいただきまして、第4章、次年度に向けて必要なこと、第5章では資料を示しております。

矢印の下になりますが、次年度からの計画でございます。

2年次は本教育プログラムの検証と、さらにプログラムの開発を行ってまいります。また、今年度は読解力、自ら学ぶ力、認知特性の三つの視点を個々に開発してまいりましたけれども、次年度は読解力や自ら学ぶ力を、認知特性を結び付けた開発を進めてまいりたいと考えております。そして3年次に、本プログラムの完成を目指してまいります。

以上で御報告を終わります。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 非常に貴重な試みだと思いますけれども、ただ、これを伺っていて、高校段階からこれをもう一度やり直すのは大変だなという印象が一つあります。中学あるいは小学校、小学校の読書の時間とかいろいろ取り組んでおられると思いますけれども、この結果をベースにして、もう一度原点は何なのかということも考える必要があるのではないのでしょうか。

それから、なかなか大変だと思うのですが、これは多少、問題があるかなと思うのですが、この6校が研究校ですよね。この6校と、それから逆に進学指導重点校みたいなのところと同じことをやらせて、どれぐらい差があるのか、その差は何によって出てきたのかということも、この6校のいろいろ出てきた問題点を克服していくために、どの段階から取り組んでいかなければいけないかという答えも、そこから一つ出てくるような気がします。ただ、なかなか進学指導重点校みたいなのところを6校

選んで、同じようなことでやるというと、時間がどうのこうのとか、いろいろ大変だと思うのですけれども、でも、ここだけ見て、この読解力うんぬんということではなくて、これを全部クリアする子供たちもいるはずですよ。その差は何なのかということ、この6校の子供たちを伸ばしていくための、更には、今の中学生、小学生段階の子たちに何をしたらいいのかという答えが出てくるのではないかなというふうに思います。

【指導部長】 委員御指摘のとおり、高校生段階ではなくて、本当は小学校だとは思いますが、そういう段階でということは、我々も意識してまして、このプロジェクトの中には、板橋区の教育委員会も入っていただいて、板橋区で進めている小中学校における読解力の向上とも連携しながら研究を進めています。ただ、実際に今年度、実態調査を行ってみて、高校生の段階であっても、まだまだ不十分な部分がある、実はたくさんあるということが分かりましたので、そういう子供たちに対しては、高校生であってもやはりここをやっていくことです。

【遠藤委員】 遅くはないということですね。

【指導部長】 はい。やはり将来、社会に出ていくためには必要かなというふうに考えています。

それから、対照実験的なところで、進学指導重点校をかませるということも考えられることですが、今年度やってみた状況では、6校の個々の学校の中であっても、例えば日本語のテストがほとんどできているという生徒もいますし、そこでも非常に差があるというのが分かってきましたので、次年度については、今年度は基本的には6校に全て同じことをしていただいたのですけれども、6校の特性みたいなものが把握できてきましたので、個々の学校に適したやり方ということも次年度は工夫をしていきたいかなと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 初年度にしては非常にきめ細かにといいますか、正直どういうふうにするのかなと思っていたのですけれども、良いプログラムで、ある程度の結果も見えてきたということで、成果があったのではないかなと思っています。ただ、それをこれから、これをどういうふうにつなげていくかということで、また幾つかの方法が

出てくるので、そこを是非御留意いただいて、良い活用等につなげていただければと思います。

また、委員の皆さまも感じていらっしゃるように、もっと早い段階でというのもあるのでしょうかけれども、ただ、やはり高校の後に社会に出ていく生徒たちがいるというところでは、社会的に自立していくためのサポートというところでは、まずここでやって、そしてその知見を小学校・中学校というところに落としていくというのは、当初の説明でもあったので、そこに何年後に向かっていくかというのは分からないんですけれども、是非そこも頭に入れながら、引き続きよろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 総合教育会議でこの読解力を取り上げて、こうやってプロジェクトができたということは、本当に素晴らしいなと感謝いたします。ありがとうございます。

高校生の課題が見えたということで、今、遠藤委員も宮崎委員も、また山口委員もおっしゃったように、長期に取り組んでいくということが大事だと思いますし、今、東京都では幼小の接続の研究もされていると思います。今回、37ページに失敗の容認というのがありますが、失敗は当たり前と考え、失敗してもというのがありますが、これは幼児期からも同じような状況もありますので、高校生から、あるいは幼稚園の子から研究できるというのはそうはない機会ですので、是非これを、時間がかかってもつなげていくようなプロジェクトにさせていただければと思います。

【北村委員】 先ほど、学力向上施策のところでもコメントさせていただきましたが、自ら学ぶ力というところに今回こちらも着目されていて、この報告書の43ページ、44ページの指導案を拝見すると、通常の指導案以上に4番の科目の本質と本単元との関連とか、5番の自ら学ぶ力を高めるための環境づくり、これを学校内の教科の教員の間で検討したりしましょうということを非常に強調されていて、こういったことが現場で日常的に行われるようになっていくことも非常に大事だなと思いましたので、ぜひこういうことを活用していただきたいなと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

4月9日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますけれども、4月第2木曜日となります4月9日午前10時より、ここ教育委員会室にて開催を予定したいと存じます。以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、次回教育委員会につきましては4月9日に開催いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

日程そのほかに、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【宮崎委員】 先週、この間の日曜日に臨時会が招集されました。9日までの間に、何かやはり大きな決断を要するような事態が訪れるときは、やはり適宜臨時会などを招集していただいてもいいかと思えます。

【教育長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま宮崎委員からもございましたとおり、今後コロナウイルスの関係で、これまでの方向性が変わる、あるいは何かの判断をする場合につきましては、臨時会を開きたいと思えますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時37分)